

近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、店舗等を利用する観光客等が安心できる環境づくりを推進し、もって観光地域の活性化を図るため、店舗等において新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む観光関連事業者に対し、予算の範囲内で新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光関連事業者 近江八幡市内において、観光客等を相手に直接サービス等を提供する者で、市長が適当と認めるものをいう。
- (2) 店舗等 観光客等の来店を予定する店舗及び施設をいう。
- (3) 感染防止対策 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に示す感染拡大を予防する「新しい生活様式」又は関係団体等が独自に定めた業種別ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための取組をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 観光関連事業者
- (2) 店舗等を近江八幡市内で営む法人又は個人事業者（近江八幡市外に本店を置く法人又は近江八幡市外に住所を有する個人事業者を含む。）
- (3) 補助金の交付の申請の日以前に店舗等の営業に必要な許認可等を取得し、及び

開業し、営業等の実態がある事業者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としな

(1) 自己若しくはその家族及び同居人又は自社若しくは自社の役員等が、次に掲げるいずれかに該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ イからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(2) 近江八幡市税の滞納がある者（ただし、滞納がある場合でも分割納付、徴収猶予等の手続をしている、又はする意思があるときは、この限りでない。）

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(4) 政治団体

(5) 宗教法人又は布教活動を行う団体等

(6) その他補助金の交付の目的に照らして適当でないと市長が認める者
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、来店客が利用する場所の範囲における感染防止対策に係る取組に伴う経費であって、別表に掲げるものとする。

2 補助対象経費は、令和2年4月1日から令和3年3月19日までの間に取組を実施し、かつ、当該経費の支払が完了するものに限る。

3 前2項の規定にかかわらず、他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象としない。ただし、補助対象経費と他の補助金等の交付の対象となる経費を明確に区分することができる場合は、補助対象とすることができる。

4 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とし、30万円を限度とする。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1事業者につき1回を限度とする。ただし、申請者のうち補助金の交付が不相当と認められた者が、再度の申請を行う場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金の交付が不相当と認めたときは補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として申請書を受理した日から30日以内に行うものとする。

(補助事業の内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による交付決定を受けた事業（以下「補助対象事業」という。）の内容を変更しようとするときは、補助事業変更・取下届（別記様式第4号）により市長に申請

し、承認を得なければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容が補助金の交付の要件に該当しなくなったときは、補助事業変更・取下届により速やかに市長に申請の取下げを届け出なければならない。

2 市長は、前条の規定による申請の取下げの届出があった場合は、補助金の交付の決定を取り消し、当該補助事業者に対して補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は、補助事業実績報告書（別記様式第6号）に必要な書類を添付して速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付の申請の日において、既に補助対象事業が完了しているときは、補助金交付申請書兼実績報告書をもってこれに代えるものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により補助金交付申請書兼実績報告書をもって補助事業の実績報告に代えたときは、規則第12条ただし書の規定により補助金交付確定通知を省略するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条第1項の規定により補助金確定の通知を受けた補助事業者（同条第2項の規定を適用した場合の補助事業者を含む。）は、補助金の交付を請求しようとする場合は、補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が1件50万円未満のものを除く。）について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数若しくは製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第3項で定める当該財産の製造業者等が公表する耐久年数のうちいずれか早い方の年数を経過した場合又は10年を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、当該補助事業者に対して補助金交付決定取消通知書により通知し、及び既に交付した補助金があるときは、当該補助金の返還を命じるものとする。

(事業内容の公表)

第15条 市長は、完了した補助対象事業の内容について、公表することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による公表に当たり、市が補助対象事業の完了後の店舗等を撮影することその他必要とする事項に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日以後に行われた補助対象事業について適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこ

の要綱に基づき現に補助金の交付の決定を受けた者に係る規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
(1) 改装費	3密解消のための店内レイアウトの変更、空調設備の更新、手洗い場の新設・増設等に係るもの
(2) 備品購入費	空気清浄機、エアコン、体温計、除菌マット、飛沫防止アクリル板等の購入（レンタル及びリースを含む。）に係るもの
(3) 消耗品購入費	マスク、消毒液、ビニール手袋、うがい薬、ポスター等の購入に係るもの

年 月 日

近江八幡市長 宛

郵便番号
 住所・所在地
 申請者 社名・団体名
 及び代表者氏名 印

補助金交付申請書兼実績報告書

近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業補助金の
 交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業者情報

業務 内容	業種	選 択 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 宿泊	<input type="checkbox"/> 飲食	<input type="checkbox"/> 小売	
	業務・サービス等の概 要（できるだけ詳しく）		<input type="checkbox"/> 旅客輸送	<input type="checkbox"/> 観光施設・サービス		
	上記の業務・サービス 等の利用者について	選 択 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 専ら観光客等である <input type="checkbox"/> 観光客等を含んでいる。 <input type="checkbox"/> 新たに観光誘客を予定している。 (誘客の具体的内容)			
種 別	選 択 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号			
		<input type="checkbox"/> 個人事業者	生年月日	年	月	日
連絡先	担当者氏名					
	電話番号					
	メールアドレス					

2 補助事業の目的及び内容 別紙のとおり

3 補助金交付申請額 _____ 円

(注) 別記様式1号(その2)の「4 事業経費」の表中(c)の金額を記載してください。

別記様式第1号（その2）（第6条関係）

事業計画書及び実績報告書

1 事業の目的

業種別ガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施し、観光客等が安心して利用できる環境づくりを行う。

2 事業の内容

(1) 内容（取組の内容、数量等）	(2) 場所（店舗等の名称及び所在地、改修及び備品の設置箇所等）

3 事業の着手及び完了年月日（予定）

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

4 事業経費

品目番号	項目・品名	感染予防に資する理由	金額（税抜き）
①			円

②			円
③			円
④			円
⑤			円
⑥			円
⑦			円
⑧			円
⑨			円
⑩			円
補助対象経費 合計金額			(a) 円
(a) × 3/4			(b) 円
交付申請額 ※ (b)の金額については、1,000円未満切捨て ※ 30万円以上の場合は、300,000円と記載 してください。			(c) _____,000 円

(注) (1) 金額は、全て税抜きで記載してください。

(2) 国、県又は市の他の補助金等の交付を受けたものは、対象経費にはなりません。

5 添付書類

(1) これから事業を行う場合は、下記①から④までの書類全てを添付してください。

(2) 既に事業が完了している場合は、下記①から⑥までの書類全てを添付してください。

(1) 交付申請	① 誓約書 ② 営業活動が確認できる書類の写し (法人) 履歴事項全部証明書、直近の法人税の確定申告書別表一等
----------	---

	<p>(個人) 直近の所得税の確定申告書第一表、営業許可書、開業届等</p> <p>③ 業種・業態が確認できる店舗等の写真等</p> <p>④ (個人事業者のみ) 運転免許証、パスポート又は保険証のいずれかひとつの写し</p>
(2) 実績報告	<p>⑤ 領収書、レシート等の事業に要する経費の支払が確認できる書類の写し(領収書ごとに上記「4 事業経費」の品目番号に対応する番号を記載してください。)</p> <p>⑥ 実施した事業の成果が確認できる写真等(改修又は備品設置を複数行った場合は、設置箇所が確認できるよう、それぞれの写真に説明を補記してください。)</p>

年 月 日

近江八幡市長 宛

住 所

申請者 名 称

氏 名

印

誓 約 書

近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たり、次のことを誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 1 近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業補助金交付要綱第3条の補助対象者の要件を全て満たしています。また、市がこのことの確認のため、近江八幡警察署等に照会することについて承諾します。
- 2 補助金交付申請書、補助金実績報告書及び添付書類等の提出書類の内容に虚偽はありません。
- 3 提出書類に記載した情報の確認のため、市が市民税情報を使用する可能性があることに同意します。
- 4 補助対象となる経費の中に、国、県又は近江八幡市（以下「国等」という。）の他の補助金等の交付を受けたもの（国等から受けた補助金等により国等以外の機関が実施するものを含む。）はありません。
- 5 市から検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 6 補助金の支払については、口座振替により受領することを希望します。

第 号

年 月 日

様

近江八幡市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金交付の条件

(注) 1 補助金の交付額は、補助事業の終了後実績報告書の提出を受けてから確定します。補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書を提出してください。

2 補助事業の内容を変更するとき、中止するとき又は廃止するとき、あらかじめ連絡をしてください。

3 補助事業の実施状況をお尋ねする場合があります。

4 補助金を補助金交付申請書記載の事業経費以外に使用したときは、補助金の交付の取消し又は補助金の返還を求めることがあります。

別記様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長

印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のありました近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業補助金については、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、通知します。

記

不交付の理由

別記様式第4号（第8条、第9条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

住 所

補助事業者 名 称

代表者

印

補助事業変更・取下届

年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付の決定を受けました近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業補助金について、次のとおり申請の（変更・取下げ）をします。

記

1 （変更・取下げ）の理由

2 変更内容（変更の場合のみ）

別記様式第5号（第9条、第14条関係）

第 号

年 月 日

様

近江八幡市長

印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付の決定をした近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業補助金については、次のとおり補助金の交付の決定の（ 全部・一部 ）を取り消します。

取消しを行う交付決定の内容及び理由

年 月 日

近江八幡市長 宛

住 所

補助事業者 名 称

代表者

印

補助事業実績報告書

年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付の決定を受けました近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業の実績を、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の実績 別紙のとおり
- 2 事業に要した経費 _____円
- 3 補助金交付決定額 _____円

実績報告書

1 事業の目的

業種別ガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施し、観光客等が安心して利用できる環境づくりを行う。

2 事業の実施内容

(1) 内容（取組の内容、数量等）	(2) 場所（店舗等の名称及び所在地、改修及び備品の設置箇所等）

3 事業の着手及び完了年月日

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

4 事業に要した経費

品目番号	項目・品名	感染予防に資する理由	金額（税抜き）
①			円
②			円

③			円
④			円
⑤			円
⑥			円
⑦			円
⑧			円
⑨			円
⑩			円
補助対象経費 合計金額			(a) 円
(a) × 3/4			(b) 円
実績報告額 ※ (b)の金額については、1,000円未満切捨て ※ 30万円以上の場合は、300,000円と記載してください。			(c) _____,000 円
交付申請額 ※ (b)の金額については、1,000円未満切捨て ※ 30万円以上の場合は、300,000円と記載してください。			(c) _____,000 円

(注) (1) 金額は、全て税抜きで記載してください。

(2) 国、県又は市の他の補助金等の交付を受けたものは、対象経費にはなりません。

5 添付書類

(1) 領収書、レシート等の事業に要した経費の支払が確認できる書類の写し（領収書ごとに上記「4 事業に要した経費」の品目番号に対応する番号を記載してください。）

(2) 実施した事業の成果が確認できる写真等（改修又は備品設置を複数行った場合は、設置箇所が確認できるよう、それぞれの写真に説明を補記してください。）

別記様式第7号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

近江八幡市長

印

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 円
- 2 既補助金交付決定額 円
- 3 特記事項

（注） この確定通知書の受領後、速やかに補助金の交付請求の手続をしてください。

年 月 日

近江八幡市長 宛

住 所

補助金請求者 名 称

代表者

印

補助金交付請求書

年 月 日付け (指令) 第 号で補助金の交付の確定を受けました近江八幡市新型コロナウイルス感染症対策に取り組む観光地域づくり事業補助金を交付されたく、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

振込先

フリガナ			
口座名義人			
金融機関名		支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	

口座名義人及び口座番号に誤りがないか、必ずご確認ください。誤っていた場合は、振込できません。

添付書類

- (1) 補助金交付確定通知書（別記様式第7号）の写し
- (2) 金融機関名、口座番号及び口座名義人（カナ）が確認できるものの写し（通帳の表紙をめくったページの写し等）